

# 秦野市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル (一次審査)

## 質問・回答内容

ページ等	質問内容	回 答
実施要領 P3.4(5)ウ	一級建築士事務所登録について、本社には登録があるが、支店では登録がない。その場合、支店が本プロポーザルに参加することは可能か。	支店が、入札参加登録（建築一式工事）の受任地である場合、その支店に一級建築士事務所登録がないと本プロポーザルには参加できません。 なお、本社が本プロポーザルに参加する場合は、本市の入札参加登録（建築一式工事）に係る受任を支店から外す必要があります。
実施要領 P4.4(5)エ	官公庁とは、独立行政法人を含むか。	含みません。本プロポーザルでいう官公庁とは、中央省庁、都道府県、市区町村が対象となります。
実施要領 P7.6(2)	各階の現状什器備品リスト表及びレイアウト図、各階の組織別職員人数表、各課保有書類量など、移転経費算出や移転計画提案に必要な資料は開示いただけるか。	組織別職員人数表（正規職員）は開示可能ですが、それ以外については、本庁舎内の調査期間（11/18～11/21の予定）時に事務室内の立入も可能としますので、各自調査をしてください。
要求水準書 P11.3(2)ス	「…既存の書類等の梱包…」も実施すること」とあるが、公文書セキュリティや紛失リスクの観点から、「梱包資材は事業者が提供するが梱包は職員様で実施する」との理解でよろしいか。	そのように理解してください。

<p>要求水準書 P8. 3(1)ケ</p>	<p>仮設庁舎ならびに工事完了時の窓口配置計画において、既存什器備品が利用不可能である場合、新規で調達必要となる什器備品は本事業に含まれるとの理解でよろしいか。</p> <p>また、マイナンバー制導入への対応等、機能を向上させる窓口の提案等の場合は「その他の提案（別途工事）」として良いとの理解でよろしいか。</p>	<p>備品類が新規で必要となる場合は、別途契約にて購入する予定です。</p> <p>また、機能を向上させる窓口の提案等については、「その他の提案（別途工事）」としてください。</p>
<p>要求水準書 P12. (4)</p>	<p>①認定・評定の取得に関して、本市（所管行政庁）が指定する専門機関を教えてください。</p> <p>②耐震補強における工法は、性能評価を取得してなくても、評定が取得されれば、採用することに問題はないか。</p> <p>③補強設計時に、設計基準強度を圧縮試験の結果を考慮して、割り増すこと考え方は可能であるか。</p>	<p>①全国耐震ネットワーク委員会に登録のある耐震判定委員会であれば、どの機関でも構いません。</p> <p>②そのように理解してください。</p> <p>③耐震診断基準では、抜き取り数が十分であり、コンクリートコアの圧縮強度値の信頼性が高く、建物各階の強度を推定できると考えられる場合は、設計基準強度に割増した推定強度とすることができるとされていますが、耐震診断時のコンクリートコアの強度試験結果では、強度にばらつきが多くある階などがあつたため、安全側である設計基準強度で診断をしていることから、補強設計も同様にすることを原則とします。</p>
<p>要求水準書 P6 (1)イ (ア)</p>	<p>複合工法とは、耐震と免震等との複合工法であるのか、または、例えば耐震としての、柱の補強工法と壁の補強工法との複合工法ということであるか。</p>	<p>要求水準書中の「複合工法」は、耐震補強工法、免震工法、制震工法及びその他の工法を合わせた複合的な工法という主旨で記載しています。</p> <p>ご質問の後段にあるように耐震補強で柱・壁の補強や柱間にブレース補強をするなど補強場所が複合的になることは当然考えられますので、耐震補強</p>

		の増設壁・袖壁補強、鉄骨補強及び柱のじん性・強度補強等の工法を複合的に合わせることも認めます。
--	--	---